



# 町・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(宛 先) 平群町長

年 月 日提出

申 請 者	(ふりがな) 氏名又は名称																
	(ふりがな) 代 表 者 名																
	住 所 又 は 所 在 地											電 話 :					
	特別徴収義務者指定番号																
	法人又は個人番号																

平群町税条例第46条の2（第53条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分（ 月10日納期分）以後の税額			
申請の日前6月間の各月末の給与の支払を受ける者の人数及び各月の支払金額	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円

平群町徴収金の滞納及び納付又は納入の著しい遅延の事実並びにその理由

納期の特例に関する承認を取消された年月日

年 月 日

※町 処理 欄	起案	令和 年 月 日	決裁	令和 年 月 日	施行	令和 年 月 日
	処理区分	承認 却下		整理 NO.	[備考]	
	決 裁	課 長	主 幹	係 長	係	

## 町・県民税特別徴収税額の納期の特例についての注意事項

- 1 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が**常時10人未満である**必要があります。  
(注)「常時10人未満である」とは、多忙時期等において臨時に雇い入れた者がある場合には、その人数を除いた、事業所等の総人員（平群町外の在住者も含む。）が10人未満であることです。
  
- 2 上記1に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には平群町長に申請書を提出し、その承認を受けなければなりません。  
  
※毎年申請をしていただく必要はありません。
  
- 3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与又は退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれの期限までに納入することになります。

(ア) 6月から11月までの支払分	<b>12月10日まで</b>
(イ) 12月から翌年の5月までの支払分	<b>6月10日まで</b>

  
(注) 休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日
  
- 4 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が**常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく平群町長に届けてください。**
  
- 5 滞納や納付又は納入の遅延等がある場合には、この**納期の特例の承認を取消す**ことがありますので、特にご注意願います。